

熊本地震による被災者生活再建に向けた各種支援制度のお知らせ

このお知らせは、今後被災された方々が生活再建に向けてご活用いただける災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく各種支援制度について取りまとめたものです。ご不明な点は相談窓口または役場震災関連支援対策班（234-6624）までお問い合わせ下さい。

1 罹災証明書の交付について

「罹災証明書」は、今回の熊本地震により居住する家屋等に被害(全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊)を受けたことを、町が証明するものです。

この「罹災証明書」は、保険金等の請求に必要な場合や被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理など、各種被災者支援策を受ける際に必要となります。

1-1 対象者

- ① 甲佐町の家屋等に居住する世帯者(賃貸者含む)
- ② 甲佐町に家屋等を所有する所有者

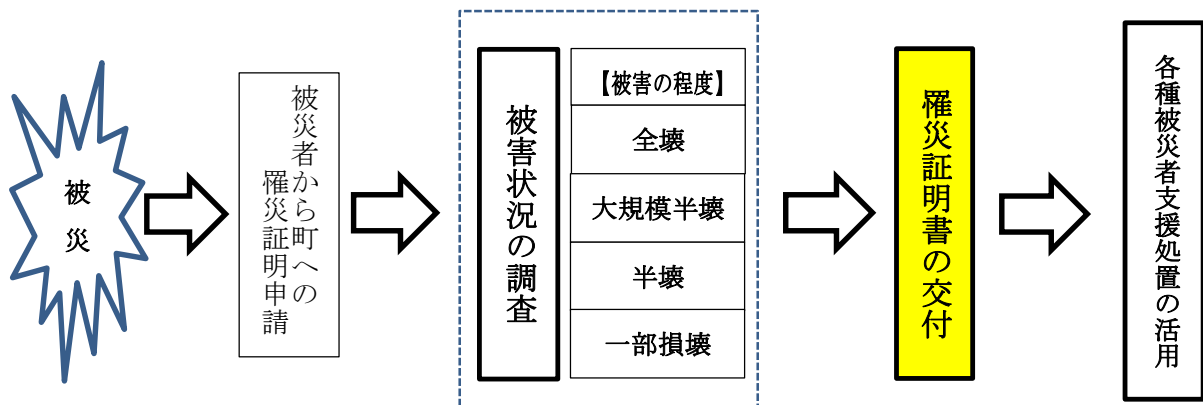
1-2 交付時期

平成 28 年 5 月中旬から（混雑緩和のため、地区毎に交付時期を調整し、別途連絡します。）

1-3 交付場所

甲佐町役場 仮設プレハブ

1-4 交付までの流れ



2 応急仮設住宅への入居申し込み等について

住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものです。

2-1 対象者（以下の全ての要件を満たす方）

①罹災証明書で全壊または大規模半壊の認定を受け、居住する住家がない方であって、自らの資力では住宅を得ることができない方

②民間賃貸住宅借上げ事業及び住宅応急修理制度を利用しないこと

2-2 建設場所

甲佐町大字早川2100番地2 白旗グラウンド

2-3 供与期間

建築工事が完了した日から2年以内

2-4 費用負担

家賃は無料、光熱水費等は自己負担

2-5 申込期間

平成28年5月中旬から

2-6 入居開始

平成28年6月中旬予定

3 民間賃貸住宅借上げ事業について（みなし仮設住宅）

住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供し一時的な居住の安定を図るものです。

3-1 対象者（以下の全ての要件を満たす方）

①罹災証明書で全壊または大規模半壊の認定を受け、居住する住家がない方であって、自らの資力では住宅を得ることができない方

②応急仮設住宅及び住宅応急修理制度を利用しないこと

3-2 入居期間

最長2年

3-3 入居物件

不動産団体相談窓口（電話 0120-03-0338）において物件の紹介を行っています。

3-4 申込手続き

住まいの相談窓口（役場震災関係総合窓口）で関係書類（申込書等）を受け取ってください。

4 住宅応急修理制度について

罹災証明書により半壊または大規模半壊と認定された住宅を応急修理する場合に町が業者に委託して、一定の範囲内で修理を行う制度です。

4-1 対象者（以下の全ての要件を満たす方（世帯））

- ①災害により半壊又は大規模半壊の住宅被害を受けたこと。（罹災証明書等により確認）
- ②応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- ③応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと。

※全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。

※世帯収入により、対象者とならない場合があります。詳細については申請時にご確認下さい。

4-2 対象となる修理

住宅の屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。

4-3 上限額

住宅の応急修理のため支出できる費用は、1世帯あたり限度額576,000円以内

4-4 申込期間

平成28年5月中旬から

5 被災者生活再建支援制度について

災害により居住する住宅が全壊するなど、著しい被害を受けた世帯に被災者再建支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

5-1 対象世帯

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害により危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
(大規模半壊世帯)

5-2 支援金の金額

支援額は、以下の2つの支援金の合計額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当金額の3/4の金額)

- ①住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） 50万円から100万円
- ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） 50万円から200万円

5-3 申込期間

平成28年5月中旬から

6 学用品の給付について

災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある被災児童、生徒等に対して必要な学用品の給与を行うものです。

6-1 対象者

災害により住家の全壊、半壊等により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小中学及び高等学校等生徒。(幼稚園、専門学校及び大学等に就学中の方は原則として対象外)

6-2 対象品目

- ①教科書
- ②文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具等)
- ③通学用品(傘、靴、長靴等)
- ④その他の学用品(運動靴、体育着、ハーモニカ、工作用具等)

6-3 申込期間

平成28年5月中旬から

7 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去について

災害により住居及びその周辺に土砂、竹木等が運ばれ日常生活に著しく支障を及ぼしているものを除去するためのものです。

7-1 対象世帯

半壊した住家(全壊でも応急修理をすれば居住可能な場合は対象)であって、住居またはその周辺に運ばれた土砂、竹木等により居住できない状態にあり、自力では障害物を除去できない方

7-2 対象経費

スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上げ費または購入費等

7-3 補助金の額

障害物除去のため支出できる費用は、1世帯あたり134,800円以内

7-4 申込期間

平成28年5月中旬から

8 損壊家屋の解体撤去について

今回の熊本地震により損壊した家屋について、所有者の同意に基づき町が解体・撤去を行います。

8-1 対象者

罹災証明書で半壊以上の認定を受けた家屋の所有者

8-2 費用負担

損壊家屋の解体撤去に要する経費は町が負担

※ただし、解体後の新築費、被災した建物の修繕・リフォームの費用は対象外（所有者負担）

8-3 申込期間

平成 28 年 5 月中旬から

今回お知らせしました支援制度は、あくまでも災害救助法や被災者生活再建支援法に基づくものであり、今後は、これらの制度以外にも被災された方々の復興に向けた各種支援制度が設けられる見込みです。その際は、速やかに皆様方にお知らせいたします。